

新市基本計画の一部変更（期間の延長）について

1 新市基本計画とは

- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条に基づき、合併協議会により作成されたもの。美祢市では、美祢市・美東町・秋芳町合併協議会により平成 19 年 3 月に策定。
- ・ 合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示すもの。
- ・ 市町村の合併等に関する法律に基づき財政支援措置（合併推進債の活用）を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提条件となる。
- ・ 財政援助支援措置については、当初 10 年であったが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）により、15 年に延長された。

2 延長の目的

新庁舎などの公共施設整備を今後進めていくにあたり、財政運営上有利な合併推進債の活用を図るため。

3 主な変更点

(1) 計画期間（新市基本計画 P 5）

【現】 本計画の期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とします。



【新】 本計画の期間は、平成 20 年度から平成 34 年度までの 15 年間とします。

(2) 財政計画（新市基本計画 P 50）

計画策定時の推計値（平成 20 年度から平成 28 年度）を実績値に修正し、計画延長期間（平成 30 年度から平成 34 年度）を新たに推計する。

4 今後の主なスケジュール予定

(1) 議会

全員協議会説明 10/12 11/1

(2) 地域審議会協議

美祢地域審議会 10/24（説明） 11/6（審議）

美東地域審議会 10/19（説明） 11/8（審議）

秋芳地域審議会 10/17（説明） 11/7（審議）

(3) 県との協議

(4) 12 月議会議案提出